



2016-2017年度 RI テーマ

RI 第 2 6 1 0 地区

東となみロータリークラブ会報

2016-2017年度 No.44

事務局(新) 〒939-1652 富山県南砺市福光新町 56

TEL 0763-55-6125 FAX 0763-55-6147

h.tonamirc@gmail.com

2016—2017年度 会長 山本武夫、幹事 得永忠雄



(ジョン F. ジャーム会長)

例会記録

第 1862 回例会

平成 29 年 5 月 31 日(水) よいとこ井波

1. 開会点鐘：会長代理(河合会長エレクト)
2. ソング：それでこそロータリー
3. 会長の時間(河合会長エレクト代理、幹事報告兼ねて)：今日は会長、副会長ともお休みです。人数の少ない時に練習せよということではなかろうかと思えます。月曜日の 井波中学校清掃ボランティアご苦労様でした。私は三谷先生と一緒にプランターの土の入れ替え作業を行いました。一年から三年までのグループが一緒でしたが、「ミミズがいる。芋虫がおる。蟻がいるとか大変賑やかな子供たちでした。」一年生はまだ中学生になって二か月経っていない訳ですので、まだ小学生の延長のような感じであり、一方、三年生はほとんど大人っぽい感じでありました。普段から土に触れている生徒とそうでない生徒ははっきりしていました。軍手をしても土を触りたくないという生徒もいました。皆さんが食べている野菜を育てるには土が大事であるという話をしました。先週ゲストに来ていただいた、川原さんと畠中さんから入会届が提出されました。嬉しいことです。一方、岩崎会員から退会届も提出されていますので、6月4日の庄川クリーン大作戦当日、少し早目にお集まりいただき、臨時の理事会を開催し、入会、退会の協議をさせていただきたいと思っています。この後の日程等については、21日に

上田ガバナー補佐が訪問されますので、その席で入会者に、バッヂを付けていただければと考えています。皆さんのご意見をお聞かせください。山本英介さん卓話よろしくお願いします。

(幹事報告事項) ①臨時理事会の案内、7月4日(日)庄川クリーン大作戦の開始前に開催します。②6月のロータリーレート 1 \$ 110 円③近隣クラブの例会変更は、事務局に確認ください。



4. 委員会報告：①出席委員会(横山幹委員長)：21名中10名出席(47.62%) ②青少年奉仕委員会(長谷川委員長) 29日清掃奉仕は暑い中お疲れ様でした。当日の生徒さんのアンケート纏まりましたらいただけることになっていきますので、また報告します。一緒に清掃した生徒から、高校の跡地に対する誘致施設の希望や、RCに遊ぶ所を作ってほしい等の声がありました。

5. ニコニコBOX(SAA：本日3名)

河合会長エレクト：山本英介さん卓話よろしく。4日庄川もよろしく。

斎藤会員：あまりにも出席がよくないので景気づけにニコニコBOXをしてみました。明日から6月です。暑くなり

ます。皆さん御自愛下さい！

中島会員：今日は国際的なイベントのチャレンジデーです。朝からラジオ体操2回行いました。



卓話「法定相続情報証明制度について」

山本英介会員

山本英介会員：為になることを1つでもお伝えできればと思っています。本日のテーマは、法定相続情報証明制度についてであります。一般的な知識として知っておってください。今週の月曜日（5月29日）から運用開始された制度で、まだホヤホヤであります。東日本大震災や熊本地震の時に不動産の相続が行われていないことが多くあり、問題視されました。昨年、相続登記の促進を図るため、閣議決定され今回この制度が運用されることとなりました。

1. 制度創設の背景

①不動産の登記名義人が死亡した場合、所有権移転の登記が必要である。②近時、相続登記が未了のまま放置されている不動産が増加し、これが、所有主不明土地問題や空き家問題の一因となっている。③このため、法務省において相続登記を促進するため、法定相続情報証明制度が新設された。

2. 制度の概要

①相続人が登記所に対し、被相続人の戸籍関係書類、法定相続情報一覧図（別紙2参照）等の必要書類を提出する。②登記官が提出書類等を確認し、認証文付きの法定相続情報一覧図（別紙1参照）の写しを交付する。

3. 制度のねらい

①交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きを始め、預金の払い戻し等、様々な相続手続きに利用されることで相続人、担当部署双方の手続きの負担が軽減される。

《流れのイメージ》

1. 申し出（法定相続人又は代理人）

(1)戸除籍謄本等の収集(2)法定相続情報一覧図の作成
(3)上記書類を添付して申出書による申出

2. 確認・交付（登記所）

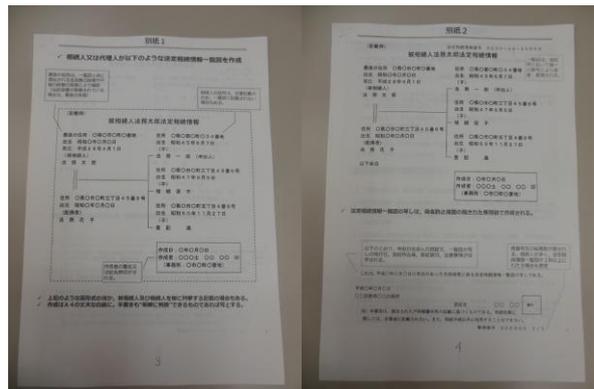
(1)登記官による確認、法定相続情報一覧図保管

(2)認証文付き法定相続情報一覧図写しの交付、添付書類の返還

3. 利用…各種の相続手続きへの利用ができる。

《その他》

- ・本制度は、遺産が銀行預金の場合でも利用が可能である。
- ・申し出が出来る者は、被相続人の相続人である。
- ・代理人となることができるのは、法定代理人のほか、①民法上の親族②資格者代理人（弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士及び行政書士に限る。）
- ・一覧図の写しは、相続手続きに必要な範囲で複数通発行可能・法定相続情報一覧図の保管中（5年間）は、一覧図の写しを再交付することが可能である。



【質疑応答の時間】

Q 齋藤彰会員：最近相続手続きを行ったばかりですが、何が変わったのか良く解りません。

A 山本英介会員：これまでは、郵便局や農協に行くのにも戸籍書類を持っていかねばならなかったが、登記所が発行した法定相続情報一覧図の写し1枚を持参すれば戸籍書類を持っていかなくても済むということです。

Q 長谷川会員：私も以前に相続手続きを行いました、何か一つ増えたような難しくなったような感じがしますが…。

A 山本英介会員：私どもに依頼していただいて、任せていただければ一覧図の作成など全て行います。

（会報担当） 中島、長谷川、長田(写真)、山本武夫